

## 令和7年度第2回門真市障がい者地域協議会議事録

日 時 令和8年2月16日（月）午後2時から午後4時まで

場 所 門真市保健福祉センター4階 会議室3

### ■会議次第

1. 開会

2. 議題

① 門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定に係る諮問について

② 地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について

③ 令和6年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について

④ 障がい者の理解啓発・理解促進について

・障がい者週間キャンペーンについて

・保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体の選定について

⑤ その他

3. 閉会

### ■配布資料

<事前配布>

協議会資料

<当日配布>

協議会委員名簿

座席表

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

資料1 地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について

門真市第4次障がい者計画冊子

門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画冊子

### ■出席者

委 員 岡田委員、喜多村委員、藤江委員、倉澤委員、中村委員、吹本委員、

青木委員、津島委員、東野委員、福島委員、高田委員、美馬委員  
事務局 障がい福祉課 池尻課長、松本課長補佐、池田課長補佐、山田主任  
坂田主任、今井主任

■欠席者

委員 小原委員、森田委員、本木委員、岩本委員

■傍聴者 2名

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今より令和7年度第2回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。</p> <p>本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>まず初めに、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>「門真市第4次障がい者計画」及び「門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」が令和8年度に終期を迎えます。そのため、次期計画の策定を行うにあたり、委員の皆様からご意見をいただくために来年度は年5回の本協議会の開催を予定しております。本日の会議では、来年度に向けた計画策定の諮問を行い、来年度の最終の第5回目の会議で計画最終案の答申を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、令和7年度第2回門真市障がい者地域協議会の開催にあたりまして、市長より一言ご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>皆さまこんにちは。門真市長、宮本でございます。</p> <p>第2回門真市障がい者地域協議会の開会に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、日頃より本市の障がい福祉行政の推進に、温かいご理解とご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。また、本日はご多忙の折、本協議会にご出席いただき、重ねて御礼申し上げます次第です。</p> <p>さて近年、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、大規模な自然災害への備えや、物価高騰による生活への影響な</p>

	<p>ど、市民生活における不安要素は少なくありません。</p> <p>障がいのある人を取り巻く環境におきましても、ご本人や支えるご家族の高齢化、いわゆる「親亡き後」への不安、あるいは支援ニーズの複雑化・多様化など、解決すべき課題は依然として山積しております。</p> <p>こうした中、国においては、障がいの重さや種別にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支える仕組みづくりや、多様な働き方の実現に向けた環境整備など、制度の改革が進められています。</p> <p>本市におきましても、誰一人取り残すことなく、全ての人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が一層求められているところです。</p> <p>現在、取組を進めております「門真市第4次障がい者計画及び門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、あと1年余りで期間満了を迎えますことから、令和9年度を始期とする次期計画の策定作業を来年度に実施してまいります。障がい者計画もあわせて策定する次期計画は、単に支援体制を整えるだけではなく、障がいのある方が将来にわたって希望を持って暮らせるよう、地域社会のあり方そのものを考えていく道しるべとなるものですので、委員の皆様には、変わらぬご協力を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶といたします。</p>
事務局	<p>ここで委員の出席状況について報告させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、16名中、12名でございます。</p> <p>門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>委員の中で、地域生活支援拠点 ジェイ・エス 法人本部本部長の石橋雅洋様が退任されましたので、代わりに地域生活支援拠点 ジェイ・エス エリアサポート室室長の吹本 裕子様が委員としてご出席いただいておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>他の委員の方におかれましては、変更などはございませんのでお手元にあります協議会委員名簿をご確認ください。</p> <p>なお、小原様、森田様、本木様、岩本様は、所用のため欠席でございます。</p>

	次に事務局の紹介をいたします。
事務局	障がい福祉課 課長の池尻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	同じく課長補佐の池田でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	同じく課長補佐の松本でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	同じく主任の今井でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	同じく主任の坂田でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	改めまして、同じく主任の山田でございます。 よろしくお願いいたします。
	次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。 門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。本協議会につきましては、原則の考え方どおり「公開」を考えておきまして、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。いかがでしょうか。
会長	議事につきましては、着座にて進めさせていただきます。ただいま、事務局より、会議の市民への公開について提案がありましたが、何かご意見等ございますか。 特段ないようでしたら、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきます。それでは、傍聴者がいるようでしたら入室してもらってください。
事務局	それでは、早速会議に入らせていただきます。 まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日配布しております資料は、

- ・協議会委員名簿
  - ・座席表
  - ・門真市第4次障がい者計画冊子
  - ・門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画冊子
  - ・資料1 地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について
- でございます。

また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。なお、各計画冊子が必要な場合は、職員までお知らせいただくよう、お願いいたします。

次に事前に郵送しております資料として協議会次第をご確認ください。

- ・協議会次第
  - ・資料2 令和6年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について
  - ・資料3 障がい者週間キャンペーンについて
- でございます。

また、その他参考資料といたしまして、

- ・門真市情報公開条例(抜粋)
  - ・審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)
  - ・門真市附属機関に関する条例(抜粋)
  - ・門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)
- を配付いたしております。

不足等がございましたら、お知らせください。

続きまして、議題2、門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・門真市第4期障がい児福祉計画の策定に係る諮問に入らせていただきます。

それでは市長から会長へ諮問させていただきます。よろしくお願いたします。

市長	<p>門真市障害者地域協議会 会長 岡田 進一 様</p> <p>門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画を策定するために必要な事項について、貴協議会の意見を求めます。</p> <p>令和8年2月16日 門真市長 宮本 一孝 よろしくお願ひ申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。なお、市長につきましては、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p> <p>審議に入る前に、諮問書の写しを各委員のみなさまに配布させていただきます。</p> <p>それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行を宜しくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>議題①地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について、事務局より説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議題①地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について、ご説明させていただきます。</p> <p>最初に地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営に関する評価をおこないます。資料1-1-①をご覧ください。</p> <p>地域生活支援拠点は、障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を集約し、地域の障がいのある人を支援するものです。地域生活支援拠点の事業運営においては、門真市障がい者地域協議会の場を活用し、効果的な運営がなされているかの評価の実施などを通じて、安定的かつ継続的な運営に向けた取組を推進するものとします。</p> <p>昨年度に続き、「門真市障がい者地域協議会」において評価を行っていただきます。地域生活支援拠点の概要としましては、障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための5つの機能（相談支援、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、</p>

専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を集約し、地域の障がいのある人を支援するものです。

5つの機能については、資料1-1-①で確認してください。報告及び評価についての目的としましては、効果的な運営がなされているかの評価の実施などを通じて、安定的かつ継続的な運営に向けた取組を推進することであります。

評価の視点としましては、相談支援、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりという5つの必要な機能が適切に実施できているかです。

この後、地域生活支援拠点ジェイ・エスを運営している門真共生福祉会より運営状況等について報告いただきますが、資料1-1-②、地域生活支援拠点の実施状況等報告書資料をご参照ください。

続きまして、日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価をおこないます。資料1-2-①をご覧ください。

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、障害者総合支援法第89条の3第1項に基づき地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に(年1回以上)事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないことが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」において定められています。

本市においては、昨年度に続き、「門真市障がい者地域協議会」において評価を行っていただきます。

日中サービス支援型グループホームの概要としましては、障がい者等の重度化・高齢化のため、日中活動サービスを利用できない障がい者等に対して、共同生活を営む住居(グループホーム)において、昼夜を通じた入浴、排せつ、食事の介護等又は相談その他の日常生活上の援助を行うものです。

本市の指定状況は、社会福祉法人門真共生福祉会が平成31年4月1日付け大阪府の指定を受けて実施しております。

報告及び評価についての目的としましては、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることであります。

	<p>評価の視点は、5点あります。</p> <p>1点目が常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、地域との交流のもとで自立した日常生活及び社会生活を営むことができるか。</p> <p>2点目が利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。</p> <p>3点目が日中サービス支援型グループホームのモニタリングの標準実施期間は、他の種類の指定共同生活援助よりも短く3月間とすることとされているが、適切に実施できているか。</p> <p>4点目が利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られているか。</p> <p>5点目が日中サービス支援型グループホームは、短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされているが、適切に実施できているかです。</p> <p>運営方針及び実施方法の評価項目のポイントは、資料1-2-②「日中サービス支援型共同生活援助の評価項目の説明」に記載のとおりとなっておりますので、併せて確認いただければと思います。</p> <p>この後、本サービスを実施している門真共生福祉会より運営状況等について報告いただきますが、資料1-2-③、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書(様式第1号)をはじめ1-2-⑭までの資料をご参照ください。</p> <p>以上、2つの報告を門真共生福祉会に一括して報告していただき、質疑応答の時間を取り、質疑応答が終了しましたら、門真共生福祉会に対し、各委員様より日中サービス支援型グループホームの運営及び地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営に関する評価となるご意見をいただきたいと思っております。いただいた評価及び意見を踏まえ、今後の運営を行っていただくようにしてまいります。説明は以上です。</p>
地域生活支援拠点	それでは地域生活支援拠点ジェイ・エスの報告をさせていただきます。

【資料1-1-②】様式第一号、地域生活拠点の実施状況等報告書をご覧ください。シートに沿ってまず基本情報からご説明させていただきます。法人名は社会福祉法人門真共生福祉会、代表者は理事長永田幸夫。所在地は門真市桑才新町24-2。開設年月日は平成31年4月1日です。

地域生活支援拠点の5つの機能について、その実施状況を説明します。

①の相談支援です。基幹相談支援センターえーるが地域生活拠点内に設置されています。その基幹相談支援センターと連携を取り、相談できる体制をとっております。土日祝を含め24時間、地域生活支援拠点ジェイ・エスの職員が常駐しており、電話・来所での対応が可能となっております。担当職員の対応が難しい場合に備え、管理職が携帯を所持し、対応できる体制をとっております。令和7年12月時点、休日や夜間の電話、来所による相談はございません。

続いて②緊急時の受け入れ・対応です。短期入所6名定員（男性3名・女性3名）の空きの枠を利用し、緊急時の受け入れを実施しています。昨年、緊急受け入れはくわざいBで虐待における保護を3名受け入れています。緊急時の受け入れは、連絡が入り次第、法人本部、基幹相談支援センター所長、エリアサポート室室長との合議により、受け入れ決定を行うこととしています。

続いて③体験の機会・場の提供です。グループホーム内にショートステイを併設しており、グループホームの体験や宿泊訓練を体験することができます。

昨年度の協議会に於いて、短期入所枠各1名分をグループホームの空床型短期入所として展開していきたいと報告させていただきました。年度始めより申請準備をしてきましたが、担当職員が昨年9月に退職し、引継ぎが上手くなされていないため申請が滞っています。今後前向きに考え、検討していきたいと思っております。

続いて④専門的人材の確保・養成についてです。令和3年度から実施されている行動援護従事者養成研修を今年度も実施しております。昨年、3回の開催で28名の方が受講されました。インターンや職場体験、実習などの受け入れ調整する役割も担っています。また、外国人採用、育成も進めております。令和7年度は特定技能実習生1名採用。現在は留学生のアルバイト2名、特定技能実習生5名雇用しています。

令和4年度から実施していた大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業を3月に終了。今年度も支援スキルを向上する目的としてコンサルテーションを実施しています。

最後に⑤地域の体制づくりです。基幹相談支援センターを中心に各相談支援事業所との連絡体制を構築しております。エリアサポート室を中心に他法人の事業所との連携も行っております。職員が広域団体の委員や役員を担うと共に、各会議への参加、支援員への研修等を企画・開催し、門真市内の事業所連携の構築を行っています。

また、今年度より年1回開催を必須とする地域連携推進会議を3月に開催する予定です。地域関係者（民生委員・自治会長）、保護者、利用者、福祉知見者、市町村担当者を交え、会議の中で意見を交換し、事業所に対する地域の方の理解を深めていきます。続きまして日中サービス支援型共同生活援助の報告をさせていただきます。

【資料1-2-③】様式第1号、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況報告書をご覧ください。

シートに沿ってまず基本情報からご説明させていただきます。

法人名は社会福祉法人門真共生福祉会、代表者は永田幸夫。グループホームの所在地は門真市桑才新町24番2号です。この場所に2階建ての建物があり、その1階がグループホームくわざいA、2階部分がくわざいBです。1階、2階とも構造は同じです。定員は各階グループホーム7名、ショートステイ3名です。

次に職員配置です。【資料1-2-⑪】シートに記載の数字通りとなります。24時間365日世話人もしくは支援員がフロアに在中しています。グループホームにはそれぞれ玄関があり、利用者も職員も混在することはありません。

次に運営方針及び実施方法について報告します。

「1、日中サービス支援型共同生活事業の運営方針」、「2、住居内で提供する日中サービス」については、報告書の記載内容をご確認ください。【資料1-2-⑫】は個別支援計画の内容になります。個別支援計画の右上の日付ですが、令7年3月までとなっていますが、令和8年3月までの間違いになります。申し訳ないです。

「3. 地域生活の支援」について説明を行います。地域生活をすすめるにあたり、移動支援等各種外部サービスを利用するようにしています。また、生活支援員や世話人と近隣のコンビニやスーパーへ

行き買い物、散歩にも出かけています。グループホームそれぞれの外出（兵庫県・和歌山県）やホーム毎の外出も行っています。また、月に1回、第3土曜日11:00～14:00サロン「ぼれぼれ」を開店しています。ゲームコーナーや季節ごとのオーナメント作り等で賑わっています。

続きまして「4、利用者の健康管理」についてご報告します。朝・夕の健康チェックを行い、緊急時や普段と違う様子が見られた場合は、看護師に通院や処置のアドバイスを仰いでおります。通院が必要な場合は、支援員が通院の同行をして対応しております。インフルエンザやコロナウイルスの罹患者が出た場合、出来得る限り個室にて対応しています。職員はマスク・手袋を着用、またアルコール消毒による手指消毒を徹底しております。

続きまして、「5. 指定計画相談事業者との連携」について報告します。3ヶ月に1回の定期的なモニタリングの他、必要時には電話連絡等で情報共有を行っております。変更などの突発的な事情があった場合は、ケース会議を実施しています。資料1-2-⑭に一覧表が記載されていますのでそちらも合わせてご覧ください。

続きまして「6、行政機関への手続き等の代行」です。

ご本人やご家族での手続きが難しい方に関しては、グループホーム担当職員が主となり各種手続きを代行しています。郵送で手続きを行えるものは郵送の代行を行っております。代行する際も委任状が必要な場合は委任状を携え、利用者本人の同行が必要なケースでは、同行し手続きを行っております。

「7、家族との交流の機会の確保」についてです。毎月ご家族と連絡を取るようにしております。週末などに帰宅希望がある場合は、その希望に沿う形で対応しております。また、帰宅時の送迎も支援員が行っております。

「8、定員規模」については10名以内の定員で運営しております。

「9、短期入所」についてです。令和7年12月末時点での実績です。男性フロアであるくわざいAでは25名が延べ1280日利用されています。ロングショート利用者の方をグループホームへつなぐケースが1件ありました。女性フロアであるくわざいBについては16名が延べ1111日利用されています。緊急時（虐待案件）の受け入れとしては延べ3人の方を受け入れております。

	<p>次に利用者情報です。知的障がい、身体障がいのある方が入居されています。</p> <p>平均区分は令和7年12月末時点の入居者で、男性5.7、女性5.6となっております。平均年齢は男性が48歳、女性が43歳で最年少が27歳、最高齢が52歳となっております。</p> <p>最後にその他ですが、職員に向けた虐待研修の実施し、バックオフィス業務の見直しを行い、職員会議やケース会議の回数を増やして、より密に職員連携がとれるようにしています。</p> <p>また、地域生活支援拠点の実施状況等報告書にも記載しておりますが、令和7年度より地域関係者（民生委員・自治会長）、保護者、利用者、福祉知見者、市町村担当者を交え、年1回開催を必須とする地域連携推進会議を令和8年3月に開催する予定にしております。会議での意見交換を通じて、サービスの透明性・質の確保、利用者の権利擁護及び事業所に対する地域の方への理解促進をすすめてまいります。</p>
会長	<p>ただいまの運営事業者 社会福祉法人 門真共生福祉会からの報告について、ご質問ございませんか。質問等ございましたら挙手をお願いしたいと思います。</p>
L 委員	<p>ご説明ありがとうございます。</p> <p>本日いただいた資料なので、一生懸命見ながらお聞きしました。教えてほしいことが2つです。</p> <p>資料1-1-②で、4番の専門的人材の確保・養成のところで、大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業を受けていたの知らなくて、私はずっと委員をやっておりますが、具体的にどんな事業だったかご説明いただきたいのが1つ。それから、5番目の地域体制作りで必須になっている地域連携推進会議の委員名簿をいただけるのであれば、いただきたいなと思ったというのが、2点です。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>それでは回答をお願いします。</p>
地域生活支援拠点	<p>大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業についてなんですけれども、大阪府から補助金をもらって、うちの法人も費用の半分出してということで、3年間、講師をお招きして、ケースに</p>

	<p>基づいて会議を実施していました。</p> <p>その中で何を目的とするかと言ったら、職員の人材もしくは、組織づくりが一番というところで、なかなかそこが総括しづらく、終わったかなっていうところもあったんですけど、1つは利用者に対しての、支援ですね、それに対して講師が入ったことで、皆さんの意識が変わったかなというのは私自身は感じてます。それに引き続いて、今年度、独自でコンサルテーションを行ったというところですよ。こんなざっくりとした説明ですが、いいですかね。</p> <p>それから地域連携推進会議につきましては、毎年メンバー的に会議に参加される方っていうのは変わっていきます。なので、名簿というのは作っていません。お声掛けして断られることもありますし、市のほうは、今回先に地域のグループホームでやった会議に参加していただきました。本人さんと、地域関係者と、保護者さんという3名が必須なんです。プラスアルファ福祉知見者、市町村担当者となります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他にご質問はございませんか。ないようでしたら、本日欠席された委員からのご意見があればお願いします。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
会長	<p>それでは、続きまして、運営内容についての評価となるご意見を各委員様よりいただきたいと思います。</p> <p>まず、1点目の域生活支援拠点で運営する日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）につきまして、評価、ご意見のある方お願いいたします。</p>
L委員	<p>平成31年にできましてから、利用者が固定されていますので、次に使いたいという人がなかなか使えないという現状です。その辺を、お母さんもお高齢になられて病院の通院もできない人が入られるのは、正しいとは思いますが、まだ両親そろって、いい体験になったなっていうことで、有期限にする必要もないかなあとは思いますが、他のグループホームでもいけるんじゃないかなっていう人も、散見されますので、その回転をどのよう</p>

	<p>に考えられるかというのが1つの課題ではないかと思っています。いかがでしょうか。</p>
地域生活支援拠点	<p>回転までとは考えていなくて、門真市の中のグループホームで重度の方を受け入れてくれるところが少ないというのが現状だと思うんです。で、そこでつないでいく、施設からの地域移行もそうなんですけどね、まず受け皿を固めないといけないかなというのが現状だと思っています。その中では、他のグループホームでもいけるんじゃないかっていう人も、中にはいてるのかなっていうところで、そこはまだ進められていないのは現状になってます。そんな感じです。すいません。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。特段なければ、続きまして、地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営につきまして、ご意見・ご評価のある方お願いいたします。</p> <p>特にないでしょうか。ないようでしたら、この件につきましては、これにて終了させていただきます。各委員からの評価及び意見をいただきましたことを踏まえ今後のグループホームの運営及び地域生活支援拠点の運営を行っていただきますようお願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題②令和6年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、「議題②令和6年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について」ご報告いたします。</p> <p>資料2をご覧ください。令和6年度の本市に対する相談事例について、相談内容及び対応状況等をまとめております。</p> <p>令和6年度の相談件数は4件あり、相談の対応した課としましては、地域政策課が1件、障がい福祉課と人権市民相談課の両課で対応したものが1件、障がい福祉課が1件、生涯学習課が1件ありました。</p> <p>相談があった4件についての、相談の種別としましては、不当な差別的取扱に関する相談事例が2件、不快・不満として寄せられた事例が1件、環境の整備に関する相談事例が1件でした。</p> <p>相談分野としては、住宅に関するものが1件、商品・サービスに関するものが1件、その他の分野が2件となっております。</p>

	<p>相談者は、障がい者本人からの相談が3件、障がい者の家族からの相談が1件でした。</p> <p>また、障がい種別で見ると、身体障がい者に関する相談が3件、知的障がい者に関する相談が2件となっています。</p> <p>性別・年代では、男性3件のうち、10代が1件、50代が1件、70歳以上が1件、女性1件については、年代は不明となっています。</p> <p>相談に対する対応としましては、No.1の事例は、令和4年度に寄せられた相談に対して、令和6年度に対応したものです。No.2と3につきましては、理解啓発の取り組みを行いました。No.4につきましては、継続して対応を行っております。</p> <p>相談の内容としましては記載のとおりですが、近年障がいを理由とする住宅に関する相談事案が寄せられています。いずれも、大阪府と連携し、不動産業者を訪問するなど対応に当たりました。</p> <p>以上で、「議題②令和6年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について」のご説明を終わります。</p>
会長	はい、ありがとうございます。ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。
G委員	質問です。こちらの差別の相談は、みなさん「差別を受けた」ということがきっかけで相談されているのでしょうか。それとも、ご相談される中でこれらのような案件が出てきて、差別相談として受け付けておられるのでしょうか。
事務局	ご質問ありがとうございます。 両方のケースがあります。一般的なご相談の中で、これは差別、合理的配慮に欠ける内容ではないかということで受け付けたケースもあります。
G委員	ありがとうございます。
会長	他にいかがでしょうか。
B委員	個別のことですみませんが、3番の事例ですね、不当な差別的取扱いに関して対応した例について、対応後の状況は、「本件は不当

	<p>な取り扱いと判断できなかつた」ということですが、よくよく読んでみると、銭湯でチケットを購入したけれど、不当な扱いを受けて払い戻しもされていないということです。齟齬があるなど感じたので、もう少し聞かせていただきたいと思います。詳しい内容がわかればお願いします。</p>
事務局	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>チケットの代金については、今の段階で確認できないのですが、「障がい者は来るな」と言われたとご本人はおっしゃってこられていますが、「障がいがあるから来てはいけない」という理由ではなく、銭湯の方に確認しましたら、「これまで入浴中にのぼせて溺れたことがあるので、付き添いの方と一緒に来てください」というご案内を差し上げていたので、そこは「障がいを理由に来てはいけない」というのではないとこちらは判断しました。</p>
B 委員	<p>この方は視覚障がいがあつて、身体の障がいもありますが、一人で来れるということであれば、必ずしも付き添いがないと利用できないということにはならないはずですが、付き添いを銭湯側が要求したのでしょうか。</p>
事務局	<p>視覚障がいがあるから、お一人では利用できないというのではなくて、溺れたことがあるので、誰かと来てほしいというご案内をしたというように聞いています。それまでその銭湯で視覚障がいの方が利用されたことがあるようなんですが、その方も1人で利用できていたので、視覚障がいの方でも、1人で利用できる状態であれば、受け入れておられると聞いています。</p>
B 委員	<p>ではその方は個別にそういう経緯を考慮して、1人で来ないで欲しいというお願いを銭湯側がしていたということですか。</p>
事務局	<p>そういうことになります。</p>
B 委員	<p>わかりました、ありがとうございます。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。ないようでしたら、この案件については、終了いたします。</p>

	<p>続きまして、障がい者ふれあいキャンペーンについて、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、私より、議題③、障がい者週間キャンペーンについて、ご説明させていただきます。</p> <p>資料3-1、2ページをご覧ください。</p> <p>障がい者週間キャンペーン（大阪ふれあいキャンペーン）は、障がい者団体、地域福祉団体、府・市町村が一体となり、協賛企業・団体との協力も得ながら、府内各地でシンポジウムや街頭キャンペーンなど障がい理解の啓発イベントを開催しております。本市におきましても、12月3日～9日の障がい者週間に合わせて、障がいや障がいのある方への啓発活動の一環として、関係団体等のご協力のもと、門真市社会福祉協議会と共催でキャンペーンを実施いたしました。</p> <p>協力いただいた関係団体は3.に記載のとおりとなっております。</p> <p>4.啓発内容等の詳細①をご覧ください。</p> <p>今年度は、12月6日（土）に市立総合体育館で障がい当事者や関係団体と市民らが、一緒になって、ボッチャやペタビンゴを体験して、交流をすることで障がい理解を深める交流会や民生委員、校区福祉委員との意見交換会、障がい児者に対する支援方法や障がい特性等の紹介パネルの展示や障がい理解啓発物の配架を行いました。</p> <p>広報11月号や市ホームページ、市役所庁内及びそよら古川橋駅前のシティナビタ等で周知を行い、事前申し込みを受け付けましたが、当日参加も可能としました。</p> <p>またふれあいキャンペーン会議のなかで、民生委員や校区福祉委員などの地域福祉を担っている方と接する機会を持ちたいとの意見があったことから、門真市民生委員児童委員協議会、門真市校区福祉委員会にも協力を依頼し、民生委員、校区福祉委員にも参加いただき、交流会終了後には意見交換会を実施しました。</p> <p>参加人数は、受付した人数にはなりますが、事前申込50人、当日参加35人の計85人に参加いただきました。</p> <p>交流会参加者にはアンケートにも協力いただき、「初めて体験した競技だった楽しめた」、「いろんな展示物がおいてあり、見てみると関心の持てる内容だった」や「障がい児者や障がいについ</p>

	<p>て理解が深まった」などの感想をいただきました。一方で、「たまたま校区福祉委員で案内をもらったが、それがなければわからなかった」という意見があり、来年度以降の周知方法を検討する必要があると感じています。</p> <p>続きまして、②、3ページをご覧ください。</p> <p>12月3日から9日の障がい者週間には市役所別館1階玄関ロビー、市民プラザ1階ロビーの2カ所で障がい理解啓発物等の配架を実施しました。啓発物としては、記載のとおり、障がい者週間チラシ、旧優生保護法パンフレット、手話言語条例パンフレット、自主製品などを配布しております。</p> <p>また、周知方法としましては、広報12月号で障がい者週間についての周知と併せて障がい種別ごとの配慮のポイントの掲載を行いました。その他、市ホームページ、市役所庁内及びそよら古川橋駅前のシティナビタでの周知を行いました。</p> <p>啓発物については、前年度と同じ400部としましたが、今年度も各関係機関の方々の事前周知や全ての啓発物に自主製品を封入したことなどから障がい者週間では市役所別館と市民プラザとキャンペーン当日合わせて266個を配布することができ、残りにつきましても、障がい者週間終了後にも障がい福祉課窓口配架することにより、12月中にはなくなりました。</p> <p>最後に、5. 次年度に向けてですが、事務局としては、次年度以降のキャンペーンの実施については、イベントの内容やアンケート内容を踏まえて、よりよいものにできればと考えております。次年度以降のキャンペーンをよりよいものにしていくために、ふれあいキャンペーン会議の構成員と障がい者差別解消専門部会の構成員がほとんど変わらないことから、ふれあいキャンペーン会議と障がい者差別解消専門部会を同日開催とし、障がい者差別の解消と障がいに対する理解・啓発とを関連付けて考えていくことができると考えております。</p> <p>各団体の皆様には、今後ともご意見やご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上になります。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。いかがでしょうか。</p>

L 委員	<p>私も委員に入っておりますので、あまりとやかく言う立場ではないかなと思うのですが、会議でいつも言わせていただいているんですけど、ふれあいキャンペーンについて、何かをしようと思うと、配架物を作るとか、チラシを作るとかで、予算がいるんですね。配架物に自主製品を入れて、配ってしまってお金を使ってしまいうので、残るものがいつもなくて、当事者団体からのチラシを、展示物として、提示して下さったりするんですけども、残るものが、積み上げるものがないと、それは会議でも申し上げています。</p> <p>なので、事業所もいっぱい増えましたし、今まで通り自主製品を、もし毎年購入するのであれば、自主製品を作っている事業所のみにも偏りも生じておりますので、そこに予算を使うのではなくて、全戸配布できるようなチラシづくりをするとか、後に私たちが、「みんなに知ってもらえたと思うようにやれること」を、会議でもお願いしていますが、皆さんにも知っていただきたいと思ひまして、今日、ご意見させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
会長	この件につきまして、何か事務局からコメントはございますか。
事務局	<p>そうですね、おっしゃっておられるように、確かに自主製品の購入だけだと、作っている事業所だけに偏るといふお話も、わかります。全戸配布といふのは、市民の方皆さんに、例えば広報に挟み込むようなチラシを作るとか、そういったことを、ということですかね。わかりました。それはまた来年度以降、これから会議等々をしていこうと思ひますので、検討課題としようと思ひております。</p>
会長	はい、ありがとうございます。ぜひ創意工夫をお願ひしたいと思ひます。
G 委員	先ほどの続きなのですが、既に対応されているかもしれませんが、例えばSNSとか市のホームページで、この情報を発信するといふようなことはされているのでしょうか。それとも、今後それは可能でしょうか。
事務局	市のホームページにはあげさせていただいてまして、他に、一定のSNSのほうにも、LINEのほうにはあげていたと思ひま

	<p>す。他にもあげていたというところではあるのですが、一応可能な範囲で、周知はどんどんしていこうかなと思っておりますので、来年度以降の課題として、あげていないところは、あげていこうと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他にいかがでしょうか。ないようでしたらあれ本日欠席された委員の方々からご意見ございますでしょうか。なしということになりました。この件につきましては、これにて終了とさせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして、議題④障がい者の理解啓発・理解促進について保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体の選定について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議題④障がい者の理解啓発・理解促進について「保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体の選定について」ご説明いたします。</p> <p>この協議会の開催場所である、門真市保健福祉センターの1階にあります、ふれあいコーナーの利用提供をするために、団体等の選定を提案方式により行います。</p> <p>資料4-1、8ページをご覧ください。</p> <p>要綱第1条には、目的として、障がいに関する理解・啓発活動及び障がい者等の活動の支援等を行う団体が、自主的・自発的に行う公益性のある事業に対し、ふれあいコーナーの利用を提供することにより、交流団体が自発性と創意工夫によって事業を実施することを支援し、障がい児（者）と市民の交流の促進を図ることを目的とする、と定めています。</p> <p>また、利用提供する期間は3年間、対象とする団体は、第4条に記載のとおりです。</p> <p>第5条には、対象事業として、公共の福祉の向上及び市民の利益の増進につながり、かつ、公益上の必要性が認められる事業で、障がい児（者）と市民が交流することで障がい児（者）への理解を促進する効果が期待される事業としております。</p> <p>資料4-2から4-4、11ページから26ページをご覧ください。</p> <p>団体等の選定のための提案募集は、この募集要項に基づき、広報</p>

	<p>11月号への掲載と併せて令和7年11月1日から28日までの間、市ホームページで行いました。申請に当たっては、利用申請書のほか、事業計画書、団体の規約・会則・定款等、また、事業実施年間スケジュールの提出をお願いしております。今回の募集では、1団体から申請を受けており、市が利用提供する団体について、市が選定するためのご意見を、この協議会でいただきたいと思ひます。</p> <p>利用申請された、NPO法人門真市手をつなぐ育成会より、この後、事業提案内容の説明をしていただきます。その後、各委員様からの質疑応答の時間を取ります。質疑応答が終わりましたら、申請団体には退出していただき、各委員様より市が利用提供をしてもよいかどうか等について、判断の基準になるご意見をいただきたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、利用申請団体のNPO法人門真市手をつなぐ育成会からの事業提案内容等の説明の準備をお願いいたします。</p>
<p>門真市手をつなぐ育成会</p>	<p>門真市手をつなぐ育成会です。</p> <p>市に提出しました門真市障がい児（者）市民交流活動事業所計画書を読み上げますので、よろしくお願ひします。</p> <p>外見ではわかりにくい障がい特性である知的、発達障がいの当事者団体として、障がい児（者）の暮らしの向上と地域交流及び、障がいに関する図書や、支援グッズなどの物品展示販売と、障害者差別解消法の合理的配慮についてなど、障がいを理由とした差別や偏見、いじめを無くすための、障がい理解・啓発に取り組みます。</p> <p>また、地域社会資源のひとつとして、保健福祉センター内ふれあいコーナーを拠点として、障がい児（者）の福祉サービス、福祉情報、教育や子育てなどの悩みや困りごとの相談を行います。当事者団体でしかできない親が親による親への支援、ペアレントメンター活動を継続します。曜日や時間により無人開放の場所としますが、門真市社会福祉協議会の協力を得て制度の狭間で支援が届かず孤立しがちな人など、誰もが集える「ふれあい交流の場」として、関係機関と連携を図りながら、多様な取り組みを模索していきます。</p> <p>さらに、上部団体の機関紙「太陽の子」や情報誌を自由に読める</p>

	<p>ように配置しています。</p> <p>また、障がい理解・啓発の DVD 上映会やおしゃべり会などを行い、その他に小さい子ども様の利用促進のためお菓子引きを実施しています（お菓子引きは人配置ができる日に限っております）。</p> <p>ふれあいコーナーでは、継続的な福祉サービス事業ができないので、運営に当たり予算に限りがあり、人の配置が課題となりますが、当事者団体として障害福祉に関する情報発信を継続します。</p> <p>新たな取り組みとしては、会で Wi-Fi を整え、福祉情報や YouTube の動画などを見られる環境を整え、活動を予定しています。</p>
<p>門真市手をつなぐ育成会</p>	<p>別紙 1 提案内容に基づく事業実施年間スケジュールを説明します。</p> <p>事業実施期間、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日、土日祝日、8 月 13 日から 8 月 15 日まで、12 月 28 日から 1 月 5 日までを除きます。</p> <p>事業実施時間は 9 時から 17 時の予定、事業従事者は無しです。</p> <p>事業内容は、①ふれあいコーナーで実施可能な活動助成金を得ることができた場合には、人の配置をし、「ふれあい交流事業」や「ペアレントメンター事業」をします。②駄菓子屋コーナー、お菓子引きなどの大人も子どもも集える、ふれあい事業を行いたいと考えています。また、③として、知的・発達障がい者の暮らしや、福祉情報に関する相談を行っています。毎週金曜日を基本に、会員がボランティア活動として事業活動を担います。関係機関や市内の事業所と連携を図り、当会担当者が不在のときでも対応できるように協力を得て、随時良い方法を模索しながら事業を展開します。毎週金曜日は「ペアレント活動」、「おやおやサロン」を定期開催とします。</p> <p>毎年年間スケジュールを前期・後期として作成します。概ね 2 年目、3 年目も下記スケジュールを順次行います。</p> <p>まず前期です。障がい理解・啓発の展示の見直し、障害者差別解消法や、合理的配慮を啓発できる展示を整えていきます。障がいに関する専門図書や、支援グッズなどを展示していることを多くの方に知っていただき、来訪者を増やしていきます。支援グッズなどの展示方法を試行錯誤しながら、社会福祉協議会、ボランティアサークル、福祉事業所など連携できる関係機関に働きかけをします。</p>

	<p>ふれあいコーナー事業として得られる助成金を探して申請をし、事業の充実を目指します。門真市知的障がい者相談員の協力を得て、毎週金曜日は相談会として、「ペアレント活動」「おやおやサロン」を開催します。障がい者個別避難計画の勉強会に取り組み、すべての障がいのある人が災害時に困らないように、情報の提供に努めます。</p> <p>次、後期です。展示物の充実を図りながら「ふれあいサロン交流事業」「ペアレントメンター事業」「DVD鑑賞」など、定期的にプログラムを計画し、ふれあいコーナーでもイベントなど、プリントを作成し、広く周知して実施していきます。前期プログラムの充実を図り、知的障がいへの合理的配慮や理解啓発のためのワークショップの開催や、障がい特性の研修など、参加者の興味・関心のある取り組みをしていきます。会員の高齢化の課題や、重度の障がいのある人の家族支援にも取り組み、養護者虐待の研修会なども随時実施します。前期のスケジュールを継続し、多くの人にふれあいコーナーに来ていただけるように、障がいのある人に関する情報発信に努めます。ただし、感染症などの状況など、事情により事業が計画通りに遂行できないこともあります。ご承諾のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ご報告内容について、ご質問はございませんか。</p>
<p>C 委員</p>	<p>ふれあいコーナーの横に社会福祉協議会がありますので、日ごろから集まって取り組みされていることも見えています。条件的に、先ほど Wi-Fi の話も出ていましたが、設備的に使いにくいということがありながら、保健福祉センターの一番近いところで、市民の方の目につきやすいところなので、来年度も育成会さんが運営されるに当たって、具体的にどんなところを協力したらいいのか、ご意見を頂戴できたらと思います。</p> <p>また、うちのほうで地域の福祉活動を担っている住民の方、ボランティアの方も社協に来られているので、そんな方もあの場所を使っていただいて、今回取り組みされている啓発活動を見てもらう方を増やしてもらうことも本会でできることなのかなと思います。具体的にこんなことを社協でやってもらえれば、来年度、よりよくできるということがあれば教えてもらえたらというのが 2</p>

	<p>点目です。</p> <p>あともう一つ、宣伝なのですが、昨年8月に、広島県で行われた福祉教育の研修会に、門真が実践報告という形で本会の職員が発表させしてもらいました。これは、門真市内で年間30回から50回ぐらい社協で小中学生向けに福祉教育の実践、障がい者の理解啓発の事業に取り組んでもらってるんですけども、その中で、発達障がいや精神障がいの方のテーマを実践しているのが全国的に非常に稀だということで、先進事例として、本会の職員が声をかけていただいて発表したということがあります。そういう先進的な取り組みなんかも、あの場所を使って、子どもたちの学校の授業だけでなく、広く市民の方に知ってもらえることができたと思います。教材が非常に好評だったので、そういうことも活用できたらと思います。以上です。</p>
会長	はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
M委員	すいません、勉強不足で申し訳ありません。「ペアレント活動」と「おやおやサロン」の違いを教えてください。
門真市手をつなぐ育成会	<p>特に違いはないんですけど、「おやおやサロン」が先行してまして、どなたでもっていうか、先ほど親の高齢化もあって、なかなかふれあいコーナー、保健福祉センターには用事がない限り来られない方に会のほうから声かけさせていただいて、おしゃべりしにきていいと伝えています。子どもが大きくなりますと、それぞれ、学校じゃなくてバラバラになりますので、なかなか親同士で話し合うということがないんですね。資料とかもありますので。「ペアレント活動」と、よく似たもので、皆さんに来ていただきたいと思って、サロンということで、親御さんが集まれる、おしゃべりできるっていう場と考えております。</p> <p>補助してください。</p>
門真市手をつなぐ育成会	<p>付け加えます。「おやおやサロン」は、一応、(親御さんが)障がい認定も自分も受容していて、お互いに自分の子育てや、障がいってこんなことが困る、(例えば)病院に行ってこんなことが困るねんみたいな、もうしっかり自分の子どもに、何か課題があるんだよ、何か暮らしづらさがあるんだよということを話し合うみたいなサ</p>

	<p>ロンが「おやおやサロン」です。</p> <p>「ペアレントメンター事業」というのは、私がペアレントメンターの養成講座を受講しております、親がまだ子どもの（障がいの）受容もできていない、本当に孤立した感じの子育てに悩む人たちの相談の場所として一応掲げていますけれども。なかなか市内の小さいお子さんと出会う機会もありませんし、私が資格を持っていることも今ホームページに載せておりません。周知もしていませんのですが、自分たちでできる活動ということで、一応棲み分けはしています。なかなか周知がうまくできていなくて申し訳ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>はいありがとうございました。他にいかがでしょう。</p> <p>私の方から2点だけお願いがあります。というかせっかくですから、お話をさせていただきたいのですが、1点目は医療的ケア児の方々の親御さんの課題なんです、この方々は意外に、孤立しておられて、病院から出た途端、何となく、どこへ相談に行ったらいいのかわからない。せっかくですので、もしそういう方々がいらっしゃったら、お声がけをいただくとその親御さんたちはどうしたらよいかや、どういう資源があるのかという相談などに応じていただくと、ありがたいのかなと思います。</p> <p>もう1点はですね。先ほどからお話が出ていますように、障がいをお持ちの方々の親御さんが高齢になられている場合です。大阪市の場合なんですけど、結構、認知症になられている方が多くいらっしゃいます。認知症の方も自分が認知症でなかなか気づかない。特に、初期の段階では、認知症と気づかない。「私は認知症だから」というふうにはならなくて、何となくご飯を作るのが億劫だとかと思うけれども、まさか認知症とは思っておられない。あるいは、ご夫婦で住んでおられても、まさか自分の妻が、自分の夫が認知症だとは思わないと。そういった方々との日頃のお話の中で、辻褄が合わないからということで、ご本人が病院へ行かないかもしれませぬ。また、病院は敷居が高いので、地域包括支援センターに行くこともできますが、その地域包括支援センターも、大阪市内、いろいろとお話を聞くと、やはり相談自体、敷居が高いということがあります。一般の方々にとっては、そういうことになっています。</p> <p>ということで、お話相手になっていただいて、徐々にそういうと</p>

	<p>ころにご紹介いただくのが一番いいのかなと思います。やっぱり地域包括に行きましようとなると、「いやまだそんな段階ではない」と多分おっしゃると思うので、その辺りのうまくつなぐということも、なかなか難しいことかもしれませんが、親御さんたちをどうしていくのかということも、少しお考えいただくと助かります。これはお願いですので、別に意見でございませぬ。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、それでは、門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する要綱第9条1項に基づく利用提供の可否についての審査を行いますので、これより門真市利用申請団体のNPO法人門真市手をつなぐ育成会の方々は、ご退出をお願ひいたします。</p> <p>ここまでの利用申請団体様の説明を踏まえまして市が利用提供してもよいかどうか等について判断の基準になるご意見をいただきたいと思ひます。これはあくまでご意見で、最終的には市が判断することになります、ご意見をいただければと思ひます。何かありましたら、いかがでしょうか。</p>
G 委員	<p>当事務所がこのセンターの1階にありまして、同じフロアにあります。検診等々でたくさんの方々がセンターを訪れて、このふれあいコーナーに入っていくところもよく見かけます。センターにこのふれあいコーナーがあるということは広く定着されているという印象があります。先ほどおっしゃっていたWi-Fiで動画も見ることができて、啓発物以外にもそういう動画を見られる機会があることで、障がい者の理解啓発がさらに進むのかと思ひます、継続して活動していただけたらというふうに私は思ひます。</p>
会長	<p>ご意見、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p> <p>それでは、ただいま頂きましたご意見を元にふれあいコーナーの利用をする団体の選定を決定していくということにさせていただきます。それでは本協議会での意見をもとにして事務局の方で利用提供の可否については決定をお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。</p>

	<p>それでは、審議につきましてはこれで終了とさせていただきます、続きまして、議題⑤その他につきまして、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告させていただきます。</p> <p>以前の協議会で、大阪府の相談支援アドバイザーの利用についてご意見いただいております。去年度の末に、大阪府に申請させていただいて、今年度の2月から事業が始まっております。協議会の運営支援ということで、この親会だけではなく、その下にある専門部会についても、相談支援アドバイザーの方に月1回程度来ていただいて、内容を精査して、改善していきたいと思っておりますので、以上報告させていただきます。</p>
会長	<p>はいありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告につきまして、何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>ここで全体は終わりなのですが、もしこれまでの審議あるいは報告事項につきまして、ご意見がある方はぜひ出していただき、最後にしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、本日の議案は以上になります。今後の会議の予定等を含め以降の進行については、事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p>会長、進行ありがとうございました。</p> <p>それでは、今後の会議の予定及び議事録について、事務局からご説明いたします。</p> <p>今年度の協議会は、これで終了いたします。</p> <p>来年度につきましては、冒頭でもお伝えしましたように、第5次障がい者計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定のため、4月、7月、10月、12月、2月の年5回の会議の開催を予定しております。今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>会議の日程調整につきましては、1回目から4回目はすでに実施させていただいております。5回目については、追って照会させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十</p>

分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。皆様、今後ともよろしくお願いたします。